

意見書

各省庁でも休み返上で災害復旧支援に取り組まれている中、早期の省令改正を含めて様々な制度・運用を目指し、中間とりまとめ案をご提示いただいたことに敬意を表します。また、LP ガス事業者におかれましても、被災地域におけるガスの供給安全や HP などでの注意喚起など、被災地域の皆様の安全にご尽力いただいていること、感謝申し上げます。

ご提示いただいた中間とりまとめ案、液化石油ガス法施行規則 改正案の内容について、制度・運用の実効性を高めるために、さらに各関係省庁に要望をさせていただきます。

(資源エネルギー庁)

- ・関係省庁をしっかりと巻き込んで取引適正化が一定の成果を出すまで WG を継続いただきたい。
- ・都道府県、市町村に対しても制度改正の周知をしっかりと行っていただきたい。
- ・商慣行是正の監視体制強化のため設置した「通報フォーム」に集まってきた情報は、取り締まり強化のために、継続的に開催する WG において各省庁連携の公開モニタリングを実施の上、妥当性を示していただきたい。また、監視通報体制が適切に機能するよう、人員体制も含めて執行体制の整備に取り組み、法執行強化につなげていただきたい。そのために、取引検査マニュアルの作成・周知徹底・検査員への教育・研修 (WEB 会議等活用) を実施し、定期的な検査体制を強化いただきたい。
- ・自己適合宣言の仕組みについても、LP ガス事業者だけでなく、不動産会社にも対象を広げて、早期に導入いただきたい。
- ・消費者にとって生活費の見通しはとても重要なポイントです。LP ガス料金等の入居希望者への情報提供 (事前提示) は努力義務でなく、義務にしていきたい。入居希望者から LP ガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合はそれに応じる必要があると義務付けられたことは前進だととらえておりますが、消費者の入居前の選択の自由を確保するためには不動産管理会社などの協力も必要です。
- ・新規契約と既存契約について、取扱いの異なる部分についても消費者をはじめ関係者にわかりやすく周知徹底していただきたい。

(国土交通省)

- ・依然として、制度改正前の駆け込み的な動きがあり、LP 大手の営業、不動産からの要求が活発になっていると聞いております。今までの商慣行による取引 (無償貸与) はしないよう不動産会社だけでなく建設業者に向けても周知徹底いただきたい。
- ・国交省から所管業界に対して、監督方針を示す文書のようなものを通じて、入居希望者への情報

提供（料金情報等）を行うこと、もしLP事業者側から過大な営業が行われた場合は受け付けない旨指導していただきたい。

- ・不動産会社にもLPガス事業者同様の規制をかけられるよう、宅建業法の見直しなどを検討する国交省版WGを設置いただきたい。

⇒LPガス料金の透明化の実効性確保のために、宅建業法の重要事項説明を行う際に、宅建業者に必ず書面にてLPガス料金、設備費用の説明を行うようにしていただきたい。LPガス事業者からオーナーや不動産管理（仲介）会社へ事前に情報提供されたとしても、そこから先の消費者に対して入居前に情報提供されなければ消費者の選択の自由は確保されません。実効性確保するためには不動産管理会社などの協力も必要です。

（公正取引委員会）

- ・提言資料にもあるとおり、2022年11月独占禁止懇話会で「今後も十分に注視してまいりたい」との発言がありました。LPガス専用の通報窓口を設け、それをプレスリリースして周知するなど、消費者の不利益につながることはないよう、監視を強めるとともに、注意喚起メッセージを出していただきたい。
- ・1999年（平成11年）の「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査」実施から約25年が経過しています。現状調査を実施いただきたい。
- ・今後も液石WGはフォローアップ（モニタリングなど）を行いつつ継続されるとのことなので、公取委も関係省庁としてWGに参加し、商慣行の実態を注視し、省庁間連携推進と必要な措置を実施いただきたい。

（消費者庁）

- ・1月から3月は特に賃貸契約が増える時期です。LPガス料金に関する情報発信を行い、消費者に対して、賃貸物件の契約前にLPガス料金の確認をするよう周知、また国民生活センター等と協力して消費生活相談窓口での相談（被害）事例の共有、注意喚起も進めていただきたい。
- ・今回の法改正の実効性がしっかり確保できているか、引き続き注視いただきたい
- ・液石法改正を前に、LP大手やブローカーの特商法違反の恐れがある駆け込み営業行為が行われているとの情報があり、顧客確保の勧誘方法にも問題があり、この間、特定商取引法違反（不実告知等）の行政措置も行われたが、今後もしっかりと目を光らせていただきたい。
- ・LPガス問題について、今後も引き続き注視する課題として、次期の消費者基本計画にしっかり盛り込んでいただきたい

（LPガス事業者）

- ・消費者がLPガス料金に何が含まれているか把握できるよう、わかりやすい情報提供を徹底していただきたい。そのためには設備費用の外出しによる3部料金制、賃貸向けは消費設備費用の計上禁止を徹底していただきたい。

⇒LPガス事業者からオーナー・不動産管理会社等へ情報提供がないと消費者は知ることが出来ません。入居希望者に直接またはオーナー、不動産管理会社等を通じてLPガス料金を事前に提

示し、消費者の選択の機会をしっかりと確保していただきたい

- ・制度改正に対する受け止めについて、制度遵守の宣言（自主適合宣言）を積極的に行っていただきたい。抜け駆けを許さない環境を作るには業界の意識改革が必要です

今回の能登半島地震で災害時のLPガスの利便性（発熱量が多い、分散型で持ち運びに優れているなど）が見直されています。これまでの商慣行や料金の不透明さで「LPガス」に対して悪い印象を持たれているのは消費者としても残念に思います。業界全体でLPガスの信頼回復に努めていただきたいと思います。

（消費者団体として）

2017年の液石法改正とガイドライン制定の実効性確保が出来なかったことについて、消費者団体としても、消費者に対してLPガス料金に何が含まれているのかを確認し、不利益が生じる、或いは疑わしい場合には通報するよう働きかけて参りたいと思います。具体的には、LPガス問題が「消費者被害問題」であるとの本質について消費者と社会に伝えていくために、関係省庁と連携しながら、パンフレット・自己チェックシートなどツールの開発と学習・啓蒙などを検討していきまいたいと思います。

最後に、あらためて、関係各省庁、LPガス業界全体で消費者の不利益につながる商慣行を是正し、料金透明化・取引適正化に向けてさらに取り組みを強化いただきたいと思います。